

第4次上野原市地球温暖化対策実行計画
【事務事業編】

上 野 原 市

令和4年3月

■目次

1. 背景	1
2. 基本的事項	2
(1) 目的	
(2) 対象とする範囲	
(3) 対象とする温室効果ガス	
(4) 計画期間	
(5) 基準年度	
(6) 上位計画及び関連計画との位置付け	
3. 温室効果ガスの排出状況	4
(1) 発生源別温室効果ガス排出量	
(2) 施設区分別温室効果ガス排出量	
4. 温室効果ガスの排出削減目標	5
(1) 目標設定	
(2) 温室効果ガス総排出量の推移と削減目標値	
5. 目標達成に向けた取り組み	6
(1) 取り組みの基本方針	
(2) 具体的な取り組み内容	
6. 進捗管理体制と進捗状況の公表	9
(1) 推進体制	
(2) 点検・評価・見直し体制	
(3) 進捗状況の公表	
<様式>	10
<参考資料>	12

1. 背景

地球温暖化は、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、我が国においても異常気象による被害の増加、農作物や生態系への影響等が予測されています。地球温暖化の主因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされており、低炭素社会の実現に向けた取り組みが求められています。

(1) 国際的な動向

国際的な動きとしては、2015年9月の国連サミットにおいて「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択され、社会、経済、環境に関する様々な課題を2030年に向けて総合的に解決する強い意志が共有されました。また、同年12月には、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）がフランス・パリにおいて開催され、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。これにより、世界の平均気温の上昇を産業革命から2.0℃以内にとどめるべく、すべての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構築されました。

(2) 国内の動向

我が国では、1998年に地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）（以下「地球温暖化対策推進法」という。）が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められました。同法により、すべての市町村が、地方公共団体実施計画を策定し、温室効果ガス削減のための措置等に取り組むよう義務づけられています。

また、2016年にはパリ協定の採択を受け、地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）（以下「地球温暖化対策計画」という。）が閣議決定され、我が国の中期目標として、我が国の温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比で26.0%減とすることが掲げられました。その後、2020年10月の首相所信表明演説において、2050年度までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとする宣言がされており、さらに、2021年4月の地球温暖化対策推進本部においては、地球温暖化対策計画の中期目標である26%減から新たな目標として46%減を目指すこととされました。同計画においても、地方公共団体には、その基本的な役割として、地方公共団体実行計画を策定し実施するよう求められています。

(3) 市におけるこれまでの取り組み

上野原市においても、地球温暖化対策推進法に基づく地球温暖化計画を策定し、公共施設における節電をはじめとして、太陽光発電の導入などの温室効果ガスの排出削減策やゴミの減量やリサイクルなどの環境負荷の低減策など、これまでも地球温暖化の防止に向けた取り組みを推進しています。また、令和2年7月には、2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を宣言しています。

2. 基本的事項

(1) 目的

上野原市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「上野原市事務事業編」という。）は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、上野原市が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取り組みを推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

(2) 対象とする範囲

上野原市事務事業編の対象範囲は、上野原市の全ての事務・事業とします。なお、外部委託及び指定管理者制度等による事業については、受託者等に対して可能な限り温室効果ガスの排出の削減等の取り組み（措置）を講ずるよう要請します。

施設区分	施設名等
行政系施設	上野原市役所庁舎・文化ホール、秋山支所、各出張所、上野原市消防庁舎、消防署秋山出張所、消防署柵原出張所
医療系施設	市立病院、秋山診療所、西原診療所
子育て支援施設	市立認定こども園及び保育所、学童保育施設
保健福祉施設	上野原市総合福祉センター、秋山老人福祉センター
産業系施設	ふるさと長寿館、羽置きの里びりゅう館、上野原市農産物加工施設、漬物加工施設
学校教育系施設	市立小中学校、給食調理場
社会教育系施設	市立図書館、民俗資料館
スポーツ・レクリエーション系施設	秋山温泉、緑と太陽の丘キャンプ場、マス釣場、平野田休養村、地域活性化施設、神野ふれあい農園、ゆずりはら市民農園、桂川野球場、仲間川スポーツ広場、秋山東部スポーツ広場、秋山観光スポーツ広場、上野原スポーツプラザ市民プール、ゆずりはら青少年自然の里
クリーンセンター施設	クリーンセンター
その他	葬斎場、旧小中学校校舎及び体育館、簡易水道施設、街路灯、急速充電器、駅前広場、駐輪場 等

表 1 本計画の対象となる主な公共施設

(3) 対象とする温室効果ガス

本計画が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる7種類の物質のうち、市の事務事業から排出される4物質（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン）とします。

対象物質	対象物質が排出される活動
1 二酸化炭素(CO ₂)	・電気の使用、燃料(ガソリン・灯油・軽油・A重油・LPG)の使用、一般廃棄物の焼却
2 メタン(CH ₄)	・自動車の走行に伴う排出、一般廃棄物の焼却、下水処理
3 一酸化二窒素(N ₂ O)	・自動車の走行に伴う排出、一般廃棄物の焼却、下水処理
4 ハイドロフルオロカーボン(HFC)	・カーエアコンの使用

表 2 対象とする温室効果ガス

(4) 計画期間

計画期間は、国、県の計画に合わせ、2022（令和4）年度から2030（令和12）年度までの9年間とします。また、計画内容に影響を与えるような情勢の変化等があれば、必要に応じて適宜見直しを行います。

(5) 基準年度

基準年度については、特段の理由がなければ、国の地球温暖化対策計画が基準年度としている2013（平成25）年度とすることが推奨されていますが、本市においては2010年度以降に算定データの蓄積がないため2013年度に近い2010（平成22）年度を基準年度とします。

(6) 上位計画及び関連計画との位置付け

上野原市事務事業編は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づく地方公共団体実施計画として策定します。また、地球温暖化対策計画及び上野原市環境基本計画に即して策定します。

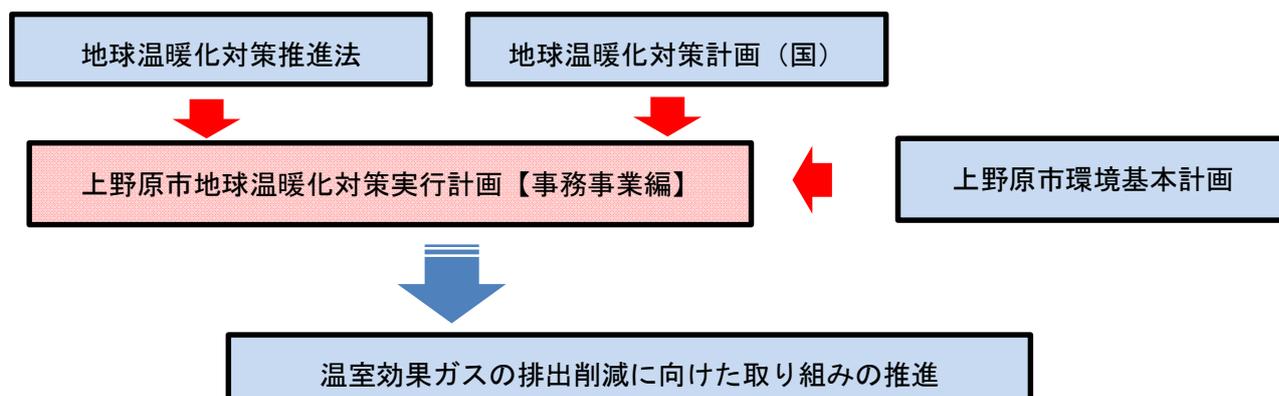


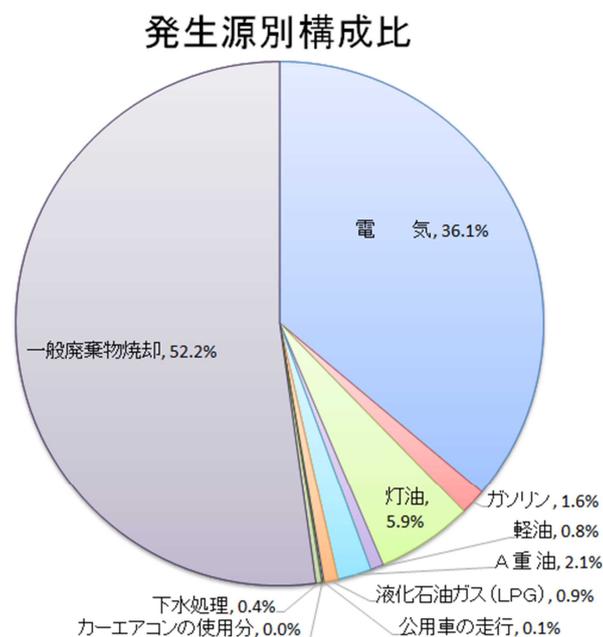
図 1 上野原市事務事業編の位置付け

3. 温室効果ガスの排出状況

(1) 発生源別温室効果ガス排出量

上野原市の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、2020（令和2）年度においては8,714t-CO₂ となっています。発生源別では、一般廃棄物焼却が全体の52.2%を占め、次いで電気36.1%、灯油5.9%となっています。

発 生 源	排 出 量 (t-CO ₂)	構 成 比 (%)
電 気	3,148	36.1%
ガソリン	139	1.6%
灯油	512	5.9%
軽油	70	0.8%
A重油	180	2.1%
液化石油ガス（LPG）	75	0.9%
公用車の走行	10	0.1%
カーエアコンの使用分	1	0.0%
下水処理	31	0.4%
一般廃棄物焼却	4,548	52.2%
合 計	8,714	100.0%

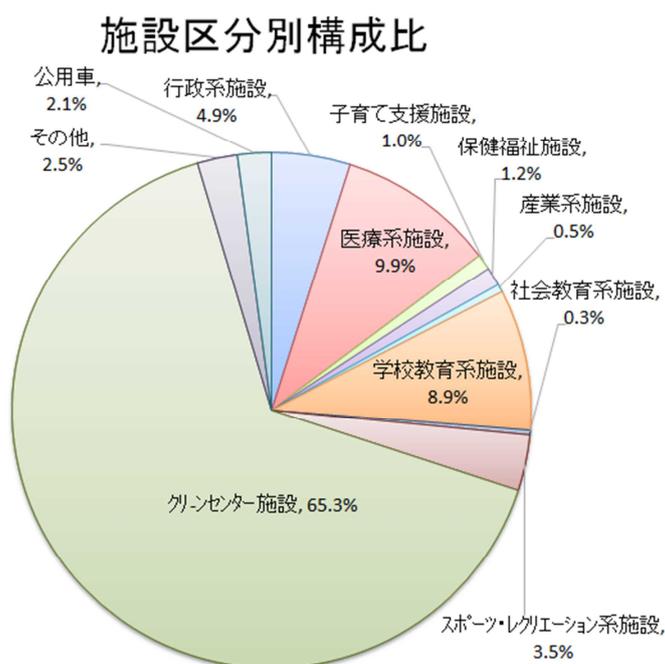


図表 1 発生源別の「温室効果ガス排出量」の割合（2020 年度）

(2) 施設区別温室効果ガス排出量

施設区別では、一般廃棄物焼却施設を有するクリーンセンター施設が全体の65.3%を占め、次いで医療系施設9.9%、学校教育施設8.9%となっています。

施設区分	排出量 (t-CO ₂)	構成比 (%)
行政系施設	427	4.9%
医療系施設	859	9.9%
子育て支援施設	85	1.0%
保健福祉施設	102	1.2%
産業系施設	43	0.5%
学校教育系施設	772	8.9%
社会教育系施設	26	0.3%
スポーツ・レクリエーション系施設	304	3.5%
クリーンセンター施設	5,694	65.3%
その他	218	2.5%
公用車	184	2.1%
合 計	8,714	100.0%

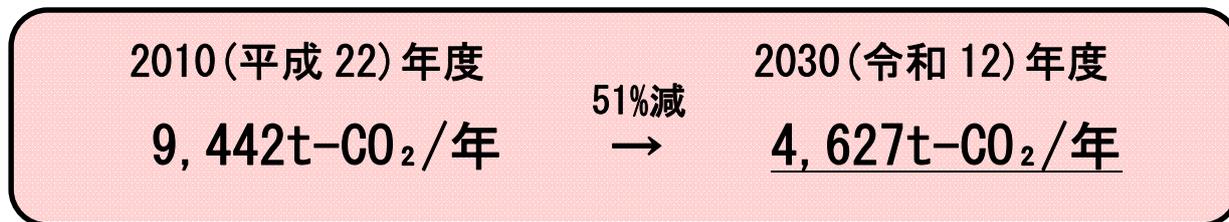


図表 2 施設区別の「温室効果ガス排出量」の割合（2020 年度）

4. 温室効果ガスの排出削減目標

(1) 目標設定

国の地球温暖化対策計画に即して、上野原市の事務・事業に伴う温室効果ガスの削減目標を2030(令和12)年度に、基準年度の2010(平成22)年度比で51%削減することを目標とします。

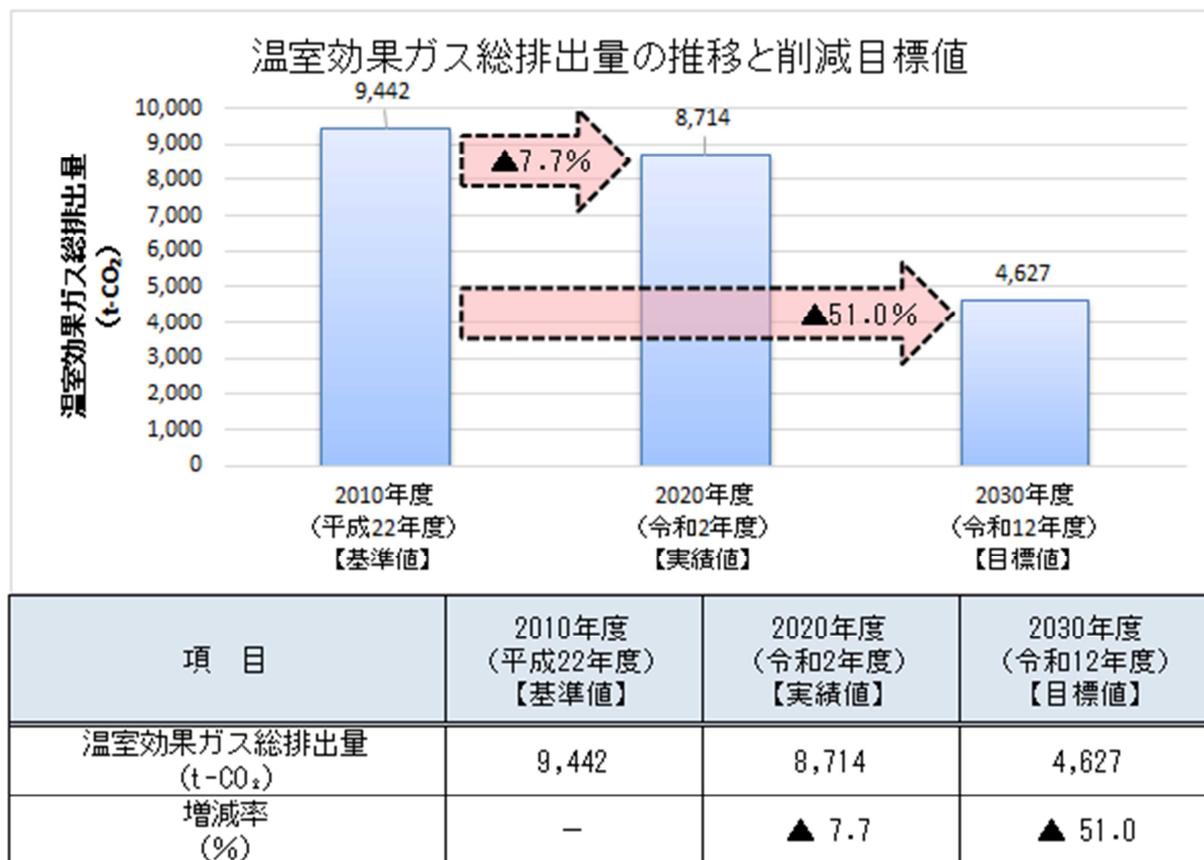


参考：国の地球温暖化対策計画における削減目標△46%のうち、官公庁業務が含まれる「業務その他」部門での削減目標は△51%。

図 2 温室効果ガスの削減目標

(2) 温室効果ガス総排出量の推移と削減目標値

基準年度である2010年度と比較し2020年度には約7.7%減少しています。



参考：2020年度から2030年度までの各年度数値

2020 (令和2)	2021 (令和3)	2022 (令和4)	2023 (令和5)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)	2027 (令和9)	2028 (令和10)	2029 (令和11)	2030 (令和12)
8,714	8,305	7,896	7,487	7,078	6,669	6,260	5,851	5,443	5,035	4,627

図表 3 温室効果ガス総排出量の推移と削減目標値

5. 目標達成に向けた取り組み

(1) 取り組みの基本方針

温室効果ガスの排出要因である電気使用量、灯油・重油・ガソリンなどの燃料使用量、ごみの削減に重点的に取り組みます。

(2) 具体的な取り組み内容

①職員共通の取り組み

直接的に抑制する取り組み	照明の適正利用	<input type="checkbox"/> 屋外からの採光に合わせて照明を調整する。
		<input type="checkbox"/> 会議室やトイレ等は使用時のみ点灯する。
		<input type="checkbox"/> 就業時間前後の照明は必要な箇所を除き消灯する。
	空調の適正な利用	<input type="checkbox"/> 空調設備を適切な温度に設定する。 (冷房 28℃ (期間限定冷房 30℃)、暖房 20℃を目安)
		<input type="checkbox"/> クールビズ等季節に応じた対策を励行する。
		<input type="checkbox"/> 季節に応じて外気を取り入れ空調利用を控える。
		<input type="checkbox"/> 使用していない部屋は空調を停止する。
		<input type="checkbox"/> 冷暖房時や退庁時には窓・扉を閉め、ブラインドを活用する。
	OA機器の適正な利用	<input type="checkbox"/> 勤務時間外は原則冷暖房を停止する。
		<input type="checkbox"/> パソコンを使用しない時間は電源をOFFにする。 <input type="checkbox"/> パソコンや複写機等のOA機器は省電力モードを利用する。
	自動車の適正利用	<input type="checkbox"/> パソコンを使用しない時間は電源をOFFにする。
		<input type="checkbox"/> パソコンや複写機等のOA機器は省電力モードを利用する。
		<input type="checkbox"/> 低公害車・低燃費車を優先利用する。
		<input type="checkbox"/> 近距離の移動は公用車の利用を控える。
		<input type="checkbox"/> アイドリングストップなどエコ・ドライブを推進する。
	その他	<input type="checkbox"/> 業務上可能な場合は乗り合わせにより使用する。
		<input type="checkbox"/> 公共交通機関、自転車、徒歩による通勤を推進する。
		<input type="checkbox"/> エレベーターは荷物の運搬時以外、原則利用しない。
		<input type="checkbox"/> 長時間使用しない電気製品はコンセントを抜く。

間接的に抑制する取り組み	用紙の使用量を削減	<input type="checkbox"/> 必要部数の確認等によりコピーは最小限度にする。
		<input type="checkbox"/> プリントやコピーは原則両面印刷する。
		<input type="checkbox"/> 裏面が利用可能な用紙は、メモ用紙として再利用する。
		<input type="checkbox"/> コピー機の使用前後のリセットを徹底する。
		<input type="checkbox"/> 資料配付時の封筒使用を廃止する。
		<input type="checkbox"/> 職員ポータルを活用により連絡文書を削減する。
	廃棄物の減量、リサイクルの推進	<input type="checkbox"/> ごみの分別による資源化を徹底する。
		<input type="checkbox"/> トナーカートリッジの再生利用を推進する。
		<input type="checkbox"/> ファイル・封筒を再利用する。
		<input type="checkbox"/> 備品・事務用品は修繕・詰替等により利用する。
		<input type="checkbox"/> 食品ロスを減らす。
	水道使用量の抑制	<input type="checkbox"/> 使用後は締栓を徹底する。
		<input type="checkbox"/> 水道使用時は必要最小限にする。

②施設・自動車管理者の取り組み

直接的に抑制する取り組み	施設の適正管理	<input type="checkbox"/>	照明器具、空調機のフィルターを定期的に清掃する。
		<input type="checkbox"/>	高効率照明（LED 照明等）への切り換えを推進する。
		<input type="checkbox"/>	利用箇所の明るさに応じて照明の間引きを行う。
		<input type="checkbox"/>	夜間外灯照明を時間に応じて減灯する。
		<input type="checkbox"/>	空調の使用時期と使用時間を設定する。
		<input type="checkbox"/>	熱源機器（ボイラー等）の定期的な点検を実施する。
		<input type="checkbox"/>	自動販売機は省エネルギー型の使用を推進する。
		<input type="checkbox"/>	機器の新規購入及び更新時は、高効率又は省エネルギー型のOA 機器や電化製品等を導入する。
		<input type="checkbox"/>	再生可能エネルギー設備等の導入を推進する。
		<input type="checkbox"/>	施設・設備等の新築・更新時には、温室効果ガス削減に配慮した工法・器具等の導入を検討する。
直接的に抑制する取り組み	自動車の適正管理	<input type="checkbox"/>	低公害車の導入を推進する。
		<input type="checkbox"/>	公用車等の共同利用により合理的・効率的に利用する。
		<input type="checkbox"/>	定期的に点検・整備を実施する。
間接的に抑制する取り組み	用紙類の使用・購入	<input type="checkbox"/>	コピー用紙は原則として古紙配合率 80%、白色度 70%以下を購入する。
		<input type="checkbox"/>	印刷物は原則再生紙を使用する。
		<input type="checkbox"/>	環境に配慮したインクの使用に努める。
	リサイクルの推進、廃棄物の減量	<input type="checkbox"/>	事務用品は、国の調達方針やグリーン購入ガイドラインに適合した製品、エコマークなど環境ラベリング製品の購入に努める。
		<input type="checkbox"/>	詰め替え可能な製品を購入する。
		<input type="checkbox"/>	ごみの分別を徹底する。
		<input type="checkbox"/>	生ごみ処理機の導入に努める。
	水道使用量の削減	<input type="checkbox"/>	トイレ更新等の際は節水型製品を購入する。
		<input type="checkbox"/>	日常的に節水を呼びかける。
		<input type="checkbox"/>	水道、トイレ用水等の水量・水圧を適正に調節する。
		<input type="checkbox"/>	設備、機器の定期的な点検を実施する。
		<input type="checkbox"/>	植木等へは計画的・効率的に散水する。
	その他	<input type="checkbox"/>	グリーン購入（環境に配慮した製品等）を推進する。
		<input type="checkbox"/>	緑のカーテンやすだれ等により遮熱対策を講じる。

6. 進捗管理体制と進捗状況の公表

(1) 推進体制

上野原市事務事業編を推進するためには、全職員が日々の業務の中で、常に意識し行動する必要があります。

このため、本計画を実行するにあたり、各課等に実行計画推進担当者を配置し（各所属長が選任）、各課等において本計画を推進するとともに実行計画担当課と協力して目的達成に向けた取り組みを進めます。

① 各所属長（課長等）の役割

- ・本計画の対象範囲である施設及び事務・事業の責任者であり、本計画に関する対応策等について各職場に適宜指示を行います。
- ・実行計画推進担当者を選任します（各担当1名）。
- ・実行計画推進担当者からの報告様式を取りまとめ、実行計画担当課へ提出します。

② 実行計画推進担当者の役割

- ・各課等における本計画の実施状況を随時確認するとともに、使用した電気、燃料の使用量及び公用車の走行距離を把握します。
- ・年1回、把握した電力、燃料の使用量及び公用車の走行距離を所属長へ報告します。

使用する資料：様式1 【報告1】施設等の電気及び燃料の年間使用量

様式2 【報告2】公用車の年間走行距離及び使用燃料

※その他必要となる資料等については、実行計画担当課が個別に依頼する。

③ 実行計画担当課の役割

- ・実行計画の担当課は生活環境課とします。
- ・各所属長からの様式による報告を受け、計画全体の推進及び進捗状況を把握し、総合的な進捗管理を行います。
- ・様式は適宜修正するものとし、報告の都度様式を添えて各課等へ提出を依頼します。

(2) 点検・評価・見直し体制

上野原市事務事業編は、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。

進捗状況は、別添様式により各所属長が実行計画担当課に対して報告します。実行計画担当課はその結果を整理して、毎年1回進捗状況の点検・評価を実施し、次年度の取り組みの方針を示しその内容を庁議等で報告します。見直しの必要がある場合には、適宜改正します。

(3) 進捗状況の公表

上野原市事務事業編の進捗状況は、上野原市のホームページ等で毎年公表します。

【様式1】施設等の電気及び燃料の年間使用量

所管課等名： _____

番号	施設及び設備等名	年間使用量					
		電気 (単位:kwh)	燃料				
			ガソリン (単位:L)	灯油 (単位:L)	軽油 (単位:L)	A重油 (単位:L)	液化石油ガス (単位:m ³)
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

※行が足りない場合は追加してください。

●電気契約が定額電灯等により使用量単位が「kwh」で把握できないもの、若しくは、従量電灯だが使用料が基本料金以内に収まっているものは下表に記入してください。

番号	設備等名	契約電気量	契約口数	契約月数
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

【様式2】公用車の年間走行距離及び使用燃料

所管課等名： _____

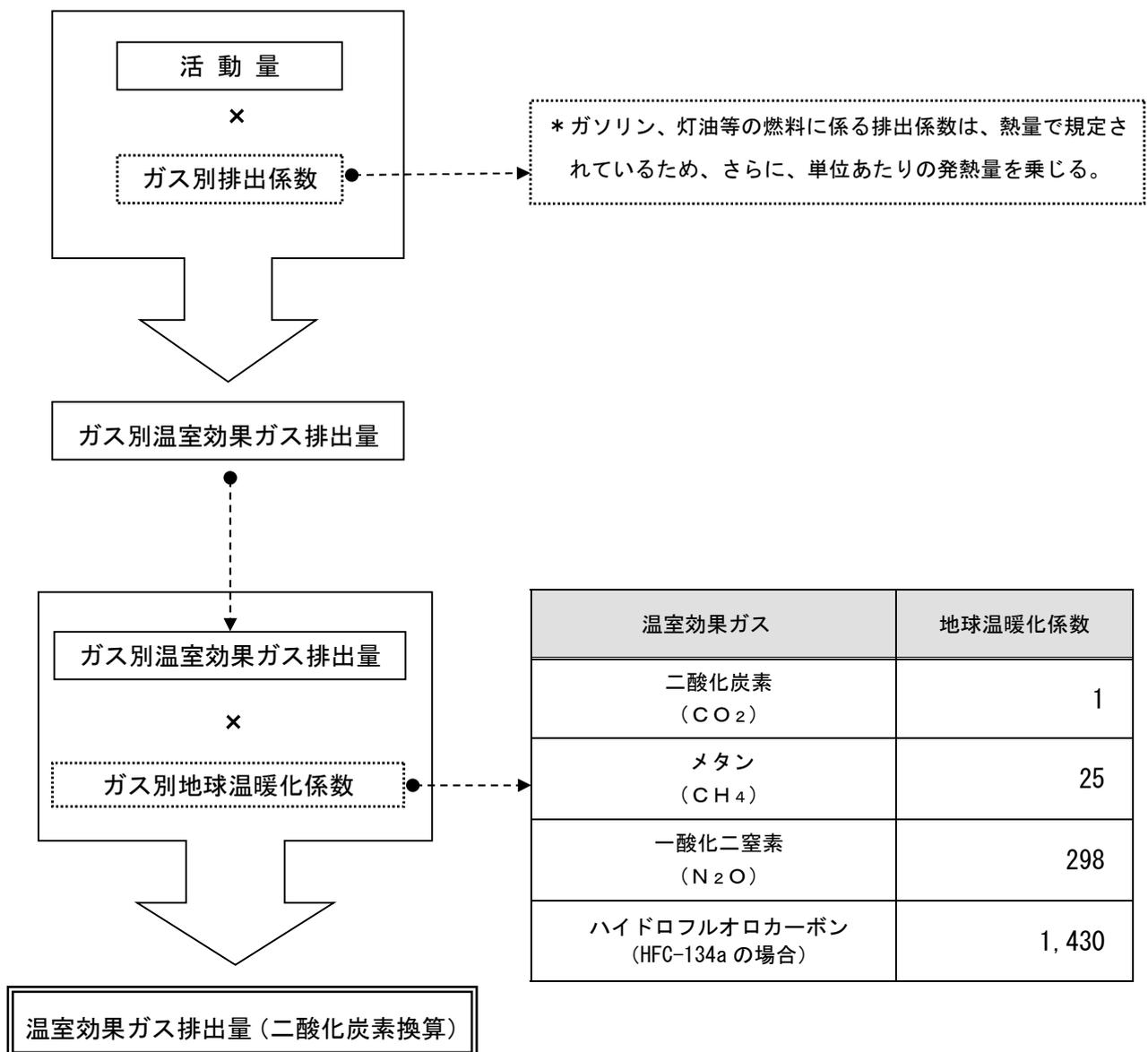
番号	1 登録番号	2 用途	3 車名	4 カーエアコン 有:1 無:2	5 年間走行距離 (単位: km)	6 年間使用燃料 (単位: ℓ)	7 備考
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
ガソリン車 合計							
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
軽油車 合計							
総合計							

《温室効果ガス総排出量の算定方法》

活動量（燃料使用量や電気使用量、自動車の走行量など）ごとのガス別温室効果ガス排出量は、活動量に排出係数を乗じることにより算出し、また、温室効果ガス排出量（二酸化炭素換算）は、ガス別温室効果ガス排出量にガス別地球温暖化係数を乗じることにより算出しました。

排出係数及び地球温暖化係数は、「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（令和元年12月改正政令第百八三号）」等に基づきました。

温室効果ガス排出量算定フロー



温室効果ガス排出量算出における排出係数

参考資料2

調査項目		単位	対象ガス	①発熱量		②適用排出係数		③地球温暖化係数	排出係数		(参考) 排出係数算定式等	
				数値	単位	数値	単位		数値	単位		
燃料使用量	ガソリン	ℓ	CO ₂	34.6	MJ/L	0.0183	kg-C/MJ	1	2.32	kg-CO ₂ /L	①×②×44/12	
	灯油	ℓ	CO ₂	36.7	MJ/L	0.0185	kg-C/MJ	1	2.49	kg-CO ₂ /L	①×②×44/12	
	軽油	ℓ	CO ₂	37.7	MJ/L	0.0187	kg-C/MJ	1	2.58	kg-CO ₂ /L	①×②×44/12	
	A重油	ℓ	CO ₂	39.1	MJ/L	0.0189	kg-C/MJ	1	2.71	kg-CO ₂ /L	①×②×44/12	
	液化石油ガス (LPG)	kg	CO ₂	50.8	MJ/kg	0.0161	kg-C/MJ	1	3.00	kg-CO ₂ /m ³	①×②×44/12	
電気使用量 (一般電気事業者)		kWh	CO ₂			0.457	kg-CO ₂ /kWh	1	0.457	kg-CO ₂ /kWh	東京電力エナジーパートナー 単基基礎排出係数	
自動車走行量	ガソリン・LPG	普通・小型乗用車 (定員10名以下)	CH ₄			0.00001	kg-CH ₄ /km	25	0.00025	kg-CO ₂ /km	②×③	
			N ₂ O			0.000029	kg-N ₂ O/km	298	0.008642	kg-CO ₂ /km	②×③	
		普通・小型乗用車 (定員11名以上)	CH ₄			0.000035	kg-CH ₄ /km	25	0.000875	kg-CO ₂ /km	②×③	
			N ₂ O			0.000041	kg-N ₂ O/km	298	0.012218	kg-CO ₂ /km	②×③	
		軽自動車	CH ₄			0.00001	kg-CH ₄ /km	25	0.00025	kg-CO ₂ /km	②×③	
			N ₂ O			0.000022	kg-N ₂ O/km	298	0.006556	kg-CO ₂ /km	②×③	
		普通貨物車	CH ₄			0.000035	kg-CH ₄ /km	25	0.000875	kg-CO ₂ /km	②×③	
			N ₂ O			0.000039	kg-N ₂ O/km	298	0.011622	kg-CO ₂ /km	②×③	
		小型貨物車	CH ₄			0.000015	kg-CH ₄ /km	25	0.000375	kg-CO ₂ /km	②×③	
			N ₂ O			0.000026	kg-N ₂ O/km	298	0.007748	kg-CO ₂ /km	②×③	
		軽貨物車	CH ₄			0.000011	kg-CH ₄ /km	25	0.000275	kg-CO ₂ /km	②×③	
			N ₂ O			0.000022	kg-N ₂ O/km	298	0.006556	kg-CO ₂ /km	②×③	
	普通・小型・軽特殊用途車	CH ₄			0.000035	kg-CH ₄ /km	25	0.000875	kg-CO ₂ /km	②×③		
		N ₂ O			0.000035	kg-N ₂ O/km	298	0.01043	kg-CO ₂ /km	②×③		
	軽油	普通・小型乗用車 (定員10名以下)	CH ₄			0.000002	kg-CH ₄ /km	25	0.00005	kg-CO ₂ /km	②×③	
			N ₂ O			0.000007	kg-N ₂ O/km	298	0.002086	kg-CO ₂ /km	②×③	
		普通・小型乗用車 (定員11名以上)	CH ₄			0.000017	kg-CH ₄ /km	25	0.000425	kg-CO ₂ /km	②×③	
			N ₂ O			0.000025	kg-N ₂ O/km	298	0.00745	kg-CO ₂ /km	②×③	
		普通貨物車	CH ₄			0.000015	kg-CH ₄ /km	25	0.000375	kg-CO ₂ /km	②×③	
			N ₂ O			0.000014	kg-N ₂ O/km	298	0.004172	kg-CO ₂ /km	②×③	
		小型貨物車	CH ₄			0.0000076	kg-CH ₄ /km	25	0.00019	kg-CO ₂ /km	②×③	
			N ₂ O			0.000009	kg-N ₂ O/km	298	0.002682	kg-CO ₂ /km	②×③	
		普通・小型特殊用途車	CH ₄			0.000013	kg-CH ₄ /km	25	0.000325	kg-CO ₂ /km	②×③	
			N ₂ O			0.000025	kg-N ₂ O/km	298	0.00745	kg-CO ₂ /km	②×③	
HFC-134a		カーエアコンの使用 (年間)	台	HFC			0.01	kg-HFC/台・年	1430	14.3	kg-CO ₂ /台・年	②×③
下水処理 (し尿)		m ³	CH ₄			0.000038	t-CH ₄ /m ³	25	0.00095	kg-CO ₂ /kg	②×③	
			N ₂ O			0.0000093	t-N ₂ O/m ³	298	0.0027714	kg-CO ₂ /kg	②×③	
一般廃棄物焼却量	準連続燃焼式	t	CH ₄			0.000077	t-CH ₄ /t	25	0.001925	kg-CO ₂ /kg	②×③	
			N ₂ O			0.0000539	t-N ₂ O/t	298	0.0160622	kg-CO ₂ /kg	②×③	
	プラスチック混入量	t	CO ₂			754	kg-C/t	1	2.77	kg-CO ₂ /kg	②×44/12/1000	